

徳島県選挙管理委員会告示第五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の吉野川選挙区及び板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
吉野川	一一、七五九人
板野	二七、二四九人